

# 相続ニュース

Vol.0122

2016年11月1日(火)

担当：MS事業部 三宮

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

## 持ち株会社による 株価評価の否認

### はじめに

最近、銀行やコンサルティング会社の提案が否認を受けているというニュースがちらほら見受けられます。

最近のものでは、自社株評価を下げる方法として持ち株会社を使ったスキームが問題となっています。

### 相続対策としての自社株評価

事業承継や相続対策として、経営者が特に頭を悩ませているところが、自社株の評価になります。

上場株式であれば悩むところはないのですが、取引価額がない非上場株式の評価は、第三者に本当に売れるか分からない自社の株の評価を算出し、財務内容が良ければ当然評価が上がるので、事業承継時や相続時には所得税や相続税が余計にかかってしまうという問題が生じます。

価値を感じづらい自社株式に、多額の税金がかかってしまうということなので、株価評価対策は、中小企業に非常にニーズが高いのが現実です。

### 持ち株会社による株価評価対策

そこで、冒頭の銀行やコンサルはフィーを稼ぐために、あるスキームを提案しました。

A社の代表Bさんは、同社の株を持っています。

このBさんが、持ち株会社C社を設立したり、既存の別会社C'社を持ち株会社にしたりして、Bさんが持つA社株式をC社やC'社に移すというスキームです。

この時、C社やC'社がBさんからA社株式を買い取る事が出来るように銀行が、C社やC'社に貸し付けを行い、買い取り資金を融通付けます。そして、この銀行と組んだコンサルがデューデリや株価評価をします。こうすることで銀行は利息収入が発生し、コンサルは、フィーを貰うことができるという仕組みです。

A社をC社やC'社の子会社にしたり、借り入れを増やすことでC・C'社の株価は、大きく下がります。この大きく下がったC・C'株式を相続させるというスキームです。

### 国税当局が租税回避と認識

しかし、このスキームは、現在非常にリスクが高くなっています。

不服審判所レベルでは、このスキームは相続税を減額する以外に意図が見られないということで租税回避という裁決が下っています。当然、国税当局も租税回避と認識しています。

### おわりに

このような銀行が進めてくるスキームは、結局、税理士に確認したうえで実行してくださいと逃げを打ってきます。相続ニュースをご覧の皆様は、是非、安易にこのようなスキームに乗らないようにじっくり判断してください。